

もんじゅ運営交代勧告へ

規制委「原子力機構は不適」

原子力規制委員会は4日の定例会で、機器の点検不備が相次ぐ高速増殖原型炉「もんじゅ」(福井県)について、日本原子力研究開発機構に代わる運営主体を明示するよう、所管する馳浩文部科学相に対して勧告する方針を決めた。原子力機構にもんじゅの運転をまかせるのは不相当で、新たな運営主体を明示できなければ、もんじゅのあり方自体を抜本的に見直すよう求める考えで一致した。▼3面

勧告は規制委設置法で認められた権限で、行使されるのは発足後初めて。強制力はないが、関係行政機関の長に勧告に基づく対策の報告を求めることができ

もんじゅ
ウランとプルトニウムを燃料に使い、消費した以上のプルトニウムを生み出す高速増殖原型炉。1995年12月、試験運転中にナトリウム漏れ事故が起きて停止。2010年8月には燃料交換用の機器が炉内に落下する事故もあり、20年間ほとんど運転していない。これまでに建設と維持管理に約1兆円が投じられた。

異例。もんじゅでは12年に約1万点の機器の点検漏れが発覚。規制委は13年、原子炉等規制法に基づいて運転再開準備を禁じる命令を出したが、保守管理の不備が一向に改善されず、これまでの組織改編や電力会社からの

る。原子力規制当局による勧告は、2002年に旧原子力安全委員会が東京電力のトラブル隠しを受けて経済産業相に再発防止を求めた例があるだけで、極めて

解説
規制委の勧告方針は、もんじゅ存廃にとどまらず、核燃料サイクル全体の見直しを迫るものだ。国は1950年代から原発の使用済み核燃料から取り出したプルトニウムを利する核燃料サイクル政策を推進。もんじゅはウラ

理の不備があとを絶たない。運転停止が長引き、設計や運転経験がある職員が減り、技術継承が難しいとの声が現場から聞かれる。政策上も必要性は揺らいでいる。日本が保有するプルトニウムは約48トンに達し、消費の見通しは立っていない。青森県六ヶ所村の再処理工場も操業に至っていない。国が昨年まとめたエネルギー基本計画は、もんじゅを高レベル放射性廃棄物の有害度を減らすための研究施設と位置づけ、目的が変容しつつある。

田中俊一委員長はこの日の定例会で、勧告に対する結論を半年程度をめどに求める考えを示した。(東山正宣)

ン、プルトニウムを燃料とし、新たなプルトニウムを作り出す計画で、サイクルの中核的な位置を占めてきた。ウラン供給が安定し、コストや安全性から各国が高速増殖炉開発から相次いで撤退しても、日本はこだわり続けてきた。だが、規定違反や保守管

とすべきだ。(編集委員・服部尚)